船橋市青少年問題協議会幹事に関する要綱

（趣　旨）

第１条　船橋市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）の所掌事務について、委員を補佐するため幹事を置く。

（幹　事）

第２条　幹事は、別表の掲げる者をもって構成する。

２．幹事は、市長が任命又は委嘱する。

３．辞令又は委嘱状は、省略するものとする。

（職　務）

第３条　幹事は、協議会の所掌事務について委員を補佐する。

２．幹事は協議会における審議結果を市政に反映させるとともに、相互の連絡・調整をはかる。

附　則

この要綱は、平成 ２年７月１日から施行する。
この要綱は、平成 10 年７月１日から施行する。
この要綱は、平成 11 年４月１日から施行する。
この要綱は、平成 12 年４月１日から施行する。
この要綱は、平成 13 年４月１日から施行する。
この要綱は、平成 14 年４月１日から施行する。
この要綱は、平成 15 年４月１日から施行する。
この要綱は、平成 16 年４月１日から施行する。
この要綱は、平成 17 年４月１日から施行する。
この要綱は、平成 18 年１月１日から施行する。
この要綱は、平成 26 年３月１日から施行する。
この要綱は、平成 26 年６月１日から施行する。
この要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。
この要綱は、平成 29 年４月１日から施行する。

別　表

１．	千葉県	船橋警察署生活安全課長
２．	千葉県	船橋警察署交通課長
３．	千葉県	船橋東警察署生活安全課長
４．	千葉県	船橋東警察署交通課長
５．	船橋市	市民生活部自治振興課長
６．	船橋市	市民生活部市民安全推進課長
７．	船橋市	福祉サービス部地域福祉課長
８．	船橋市	子育て支援部家庭福祉課長
９．	船橋市	子育て支援部地域子育て支援課長
10．	船橋市	経済部商工振興課長
11．	船橋市	都市整備部公園緑地課長
12．	船橋市教育委員会	学校教育部学務課長
13．	船橋市教育委員会	学校教育部指導課長
14．	船橋市教育委員会	学校教育部保健体育課長
15．	船橋市教育委員会	学校教育部保健体育課児童･生徒防犯対策室長
16．	船橋市教育委員会	学校教育部総合教育センター所長
17．	船橋市教育委員会	生涯学習部社会教育課長
18．	船橋市教育委員会	生涯学習部文化課長
19．	船橋市教育委員会	生涯学習部青少年課長
20．	船橋市教育委員会	生涯学習部生涯スポーツ課長
21．	船橋市教育委員会	生涯学習部各基幹公民館長
22．	船橋市教育委員会	生涯学習部西図書館長
23．	船橋市教育委員会	生涯学習部郷土資料館長
24．	船橋市教育委員会	生涯学習部青少年センター所長